

人材開発支援助成金（教育訓練休暇付与コース）制度導入・適用計画届

提出日 平成 年 月 日

労働局長 殿

標記について、次のとおり提出します。

1 事業主	所在地 (〒)		所在地 (〒)			
	名称	代理人又は 事務代理 者・代行者	名称	代表者氏名	印	
	代表者氏名	印	電話番号			
2 雇用保険適用事業所番号		3 労働保険番号				
4 企業の主たる事業		5 産業分類				
		<input type="checkbox"/> 小売業（飲食業を含む） <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
(1) 企業の資本の額又は出資の総額			万円	7 職業能力開発推進者名		
6 (2) 企業全体の常用雇用する労働者数 ※2ヵ月を超えて雇用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者（正規職員）と概ね同等の者の人数を記載			人	役職		
(3) 企業全体の雇用する被保険者数 ※上記(2)から有期契約労働者、短時間労働者、派遣契約労働者を除いた人数を記載			人	氏名		
8 制度導入・適用計画期間（3年間）		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
9 事業内職業能力開発計画の策定の有無		有・無のいずれかに○を付けてください。				
		有		無		
10 導入予定日		平成 年 月 日				
11 届出に関する担当者		所属		電話番号	-	-
		氏名		F A X	-	-
				e-mail		

【注意事項】

- 一、記載にあたっては、裏面の提出上の注意及び記入上の注意を必ずご覧ください。
- 二、労働局処理欄には記入しないでください。
- 三、ホームページから様式をダウンロードするときは、必ず裏面も印刷した上で使用してください。
- 四、本様式に押印された事業主（代理人）印は、雇用保険適用事業所設置届等（※）に押印された事業主印と同一でなくてはなりません。
※雇用保険適用事業所設置届等とは、雇用保険適用事業所設置届、雇用保険適用事業所各種変更届、雇用保険被保険者関係届出関係事務等代理人選任・解任届のうち、直近に提出したものをいいます。
- 五、支給申請期限は、制度導入・適用計画期間の末日（制度導入日から3年）の翌日から2ヶ月以内に提出となります。

※労働局処理欄

支給申請期限 平成 年 月 日 (上記日程までに労働局へ支給申請いただくようお願いします。)	
受付番号	

【提出上の注意】

導入予定日を変更する場合は、当初予定していた導入予定日もしくは、変更後の導入予定日のいずれか早い方の変更日の前日までに、制度導入・適用計画変更届（訓練休暇様式2号）を変更に関する書類と併せて提出してください。また、その他の変更が生じた場合には、支給申請書の提出までに変更届を提出するようお願いいたします。ただし、企業規模の変更については、変更届の提出を必要としません。**なお、変更届を提出せずに制度を実施した場合は助成の対象となりません。**

【記入上の注意】

- 1 各欄とも、この計画届の提出日における現況を記入してください。
- 2 1欄については、代理人又は事務代理・代行者の申請の場合は該当箇所に○を付けて下さい。
- 3 3欄については「主たる事業所(※)」の労働保険番号を、をそれぞれ記入してください。

(※)主たる事業所とは、登記簿謄本に記載されている事業所を指します。ただし、主たる事業所が雇用保険適用事業所でなく事業実態がない場合は、任意の雇用保険適用事業所を主たる事業所とすることができます。
- 4 5欄は、次のAからTまでの産業分類から選択し、アルファベットを記入してください。

【総務省編日本標準産業分類（大分類）】

- | | |
|-----------------|---------------------|
| A 農業・林業 | K 不動産業、物品賃貸業 |
| B 漁業 | L 学術研究、専門・技術サービス業 |
| C 鉱業、採石業、砂利採取業 | M 宿泊業、飲食サービス業 |
| D 建設業 | N 生活関連サービス業、娯楽業 |
| E 製造業 | O 教育、学習支援業 |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | P 医療・福祉 |
| G 情報通信業 | Q 複合サービス業 |
| H 運輸業、郵便業 | R サービス業（他に分類されないもの） |
| I 卸売業、小売業 | S 公務（他に分類されるものを除く） |
| J 金融業、保険業 | T 分類不能の産業 |

- 5 6欄(2)には、企業全体の常時雇用する労働者数を記入してください。「常時雇用する労働者」とは、2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用される者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等（現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいいます。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の特例として所定労働時間がいまだに40時間を上回っている場合は、「概ね同等」とは、概ね当該所定労働時間を指す。）である者をいいます。
- 6 6欄(3)には、企業全体の雇用する被保険者数を記入してください。「企業全体の雇用する被保険者数」とは人材開発支援助成金（教育訓練休暇付与コース）の助成対象者となる者です。（6欄(2)の人数から、有期契約労働者、短時間労働者、派遣契約労働者を除いた人数を記載願います。）
- 7 6欄(3)の「企業全体の雇用する被保険者数」に応じて、以下の表のとおり雇用する被保険者にそれぞれ5日以上の教育訓練休暇を付与し、かつ、教育訓練休暇制度導入適用計画期間の初日から1年ごとの期間内に1人以上に当該休暇を付与する必要があります

企業全体の雇用する被保険者数	最低適用被保険者数
100人以上	5人以上
100人未満	1人以上